

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 8 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月及び7年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年9月
② 平成7年8月

昭和63年6月以降、妻は私の扶養に入っており、私が厚生年金保険に加入中は、妻は国民年金第3号被保険者となり、私が離職中は、夫婦共、国民年金第1号被保険者として保険料を納付していた。

ところが、申立期間は、妻が納付済みとなっているのに、私のみ未加入とされている。

納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、複数回の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っており、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、複数回の国民年金の被保険者種別の変更手続を適切に行っており、申立期間を含め、保険料をすべて納付していることから、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人及びその妻の記録上確認できる国民年金保険料の納付日は、いずれも同一日となっていることから、申立人及びその妻は基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立人のみ申立期間が未加入とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和24年1月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,400円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月17日から同年3月1日まで

私は、昭和24年1月17日にA事業所に採用され、27年10月5日まで勤務した。ところが、社会保険庁の厚生年金保険加入記録によると、同事業所における厚生年金被保険者資格取得日が24年3月1日となっている。

昭和24年1月17日付けの採用辞令があり、その日から勤務していたので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された採用辞令により、申立人が昭和24年1月17日からA事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じ現金出納等業務に従事していた女性は、昭和24年3月1日の採用時から被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人は、病気療養中であった中堅職員の代わりとして採用されたので、見習い期間等はなかったとしているところ、当該前任の休職者には、A事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、採用辞令の給与額に係る記載から、2,400円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月15日から同年8月2日まで

入社してから死亡するまでA社及びその関連企業に勤務しており、一度も退職したことは無いはずが、社会保険事務所の記録では、申立期間が未加入期間とされているので、納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人はA社に継続して勤務し(昭和30年7月15日に同社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年8月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和49年10月26日）及び資格取得日（同年11月8日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月26日から同年11月8日まで
昭和43年5月から55年4月まで、A社に継続して勤務しており、途中、退職したことも無いのに、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書、同僚の証言、申立人が所持する給与明細書及び源泉徴収票により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難い上、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格喪失日がいずれも昭和49年10月26日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 676

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年12月まで
A市役所の職員が私の家を訪問し、未納期間の国民年金保険料を納付するよう勧めた。翌日、私の母が市役所を訪れ、金額ははっきりと覚えていないが、27万円から29万円の保険料をまとめて納め、その直後に、さらに3万円から5万円の保険料を納付した。ところが、納付記録を確認したところ、申立期間が未納とされていた。納得がいかないので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を再取得した平成11年1月18日以後の番号であることが社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、制度上保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、社会保険庁の記録では、申立人は平成13年2月26日に、12年4月から13年2月までの現年度保険料として14万6,300円と12年2月から同年3月までの過年度保険料として2万6,600円の合計17万2,900円を納付していることが確認できるが、同日以前の納付記録は確認できず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 677

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から55年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年2月から55年7月まで
平成19年11月ごろ、A社会保険事務所へ行き、夫婦で納付記録の照会を申し出たところ、夫の納付記録は見付かり記録が訂正された。私が夫の保険料と一緒に集金人に納付していたのに、私の記録だけ訂正されず、未納のままとなっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には夫婦共に昭和50年1月1日と記載があること、及び国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人及びその夫の記号番号が連番で払い出されていることから、国民年金の加入手続は夫婦同時に行われたことがうかがわれる。

しかし、社会保険庁の納付記録によると、夫の保険料は昭和50年1月から55年7月まで継続して現年度納付されていたことが確認できるのに対し、申立人については、納付開始が50年4月であること、並びに同年10月及び同年11月の保険料が、過年度納付となる51年7月16日に納付されたことが確認できる領収証書を申立人が所持していることから、申立期間の納付が夫婦一緒に行われていたとする申立人の主張には、不合理な点が見られる。

また、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は加入手続、保険料納付に関する記憶が不明確であり、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで

私は昭和 37 年 10 月から 39 年 6 月まで、A事業所B事務所でCとして勤務した。しかし、私の年金加入記録は昭和 39 年 5 月 1 日から 7 月 1 日と記録されていて納得できない。37 年 10 月 1 日から勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、申立人が勤務していたとするA事業所B事務所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、当時の同僚の証言及び申立人の供述内容から、申立人が同事業所B事務所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の同僚に聴取しても、申立人のA事業所B事務所における勤務期間等を特定できる証言は得られなかった。

また、A事業所の総務担当者は、「当時の人事関係書類は保存していないため、試用期間の有無、厚生年金保険への加入条件等については不明である。」と回答している。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、社会保険事務所が保管しているA事業所B事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間について健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から平成6年6月まで
最近届いた「ねんきん特別便」で、私のA社B事業所に勤務していた時の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の証言から、申立人が申立期間に、A社B事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間において、申立人に係る雇用保険の記録は無く、現在の事業主は、「平成17年のB事業所の新規適用以前は、B事業所の社員は、A社(C本社)で加入していたと思うが、当時の資料が無く、厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することはできず、申立人に関することは分からなかった。」と供述している。

また、申立人には、昭和63年4月1日から平成14年10月11日までD市において、国民健康保険の加入記録が確認できる(昭和63年3月以前については、資料が無い場合国民健康保険の加入記録を確認できず)ところ、A社(C本社)は、政府管掌健康保険の事業所であり、厚生年金保険と健康保険は一括的に加入手続がされるため、医療保険のみ国民健康保険に加入していたとは考え難いことから、少なくとも当該期間においては、申立人の厚生年金保険への加入も無かったものと推測される。

さらに、社会保険事務所が管理するA社(C本社)の被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 21 日まで
② 昭和 40 年 1 月 26 日から 42 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みとの回答をもらったが、私はそのような制度を知らず、請求したことも受け取った記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで
昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 3 月 31 日まで A 事業所に任用され、B 園において臨時事務員として勤務していた。
雇用は 6 か月ごとに分かれていたが、1 年を通じ正規職員と同じように勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 事業所の辞令により、申立人が申立期間に同委員会に任用され、B 園において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所に照会しても、申立人についての厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできなかった。

また、申立人と同様の雇用形態で 1 年前に任用されている同僚についても、厚生年金保険の加入記録が無いことから、A 事業所では、申立期間当時、何らかの理由により園に勤務する臨時事務員については厚生年金保険の適用を行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時に厚生年金保険料が給与から控除されていたことについての具体的な記憶は無いとしており、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで
昭和 42 年 9 月 1 日に A 社が経営する B に入社し、43 年 4 月 25 日まで継続して勤務していた。

ところが、社会保険庁の記録では、A 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 43 年 3 月 1 日とされており、申立期間が被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が当時の勤務状況について具体的に供述していることから、期間は明らかでないが、申立人が A 社の経営する B に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A 社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を廃棄しており、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできなかったものの、同社の元役員から、「当時は試用期間があり、厚生年金保険には試用期間後に加入させていた。私も試用期間中は厚生年金保険に加入していない。」との証言が得られた。

また、申立人が勤務していた B における同僚は、「正社員として入社したが、厚生年金保険の資格取得日は、入社日から 4 か月ぐらいしてからであった。」と証言しており、同社の他の事業所に勤務していた同僚も、「前の会社を辞めて、すぐに正社員として入社したが、厚生年金保険の資格取得日は、入社日から 5 か月ぐらいしてからであった。」と回答していることから、当時、A 社では、入社から一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の被保険者期間も、厚生年金保険の被保険者期間と一致している。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで

昭和 35 年に高等学校を卒業し、A事業所に入社した。B教習所で研修を受けた後、C区に甲種臨時雇用員として配属され、36年7月からはD区、37年からはE区へ配属された。私と同じような経過の同期生は35年から共済年金（現在は、厚生年金保険に統合。以下同じ。）に加入したと聞いている。私は36年7月1日から共済年金に加入したこととなっているので、申立期間の調査を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が当時の勤務状況について具体的に供述していることから、申立人が申立期間にA事業所に臨時雇用員等の身分で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、F法人は、A事業所の臨時雇用員等は共済組合に加入できなかったと回答している。

また、申立人が申し立てている同僚も、申立人と同じ臨時雇用員等の身分で勤務していた期間は、A事業所において共済年金に加入していないことが確認できる。

なお、A事業所が臨時雇用員等に対し、健康保険及び厚生年金保険の適用を行うことを明確にしたのは、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」（昭和 38 年 9 月 7 日付け総裁達第 435 号）により、38 年 10 月以降であることから、申立期間において申立人は、厚生年金保険の被保険者となることもできなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。